

食安発0825第5号  
22水漁第1110号  
平成22年8月25日

（最終改正 食安発0326第1号  
25水漁第1753号  
平成26年3月26日）

各〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

水産庁長官

### ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて

今般、ベトナム政府より、平成22年9月1日以降ベトナムに輸出される水産食品に対する衛生証明書の添付について要請があったため、別紙のとおり、「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」を定めましたので、本要領に基づき対応頂くとともに、関係事業者への周知等について特段のご配慮をお願いします。